

# 占領と憲法—カリブ海諸国とフィリピン(1)

北 原 仁

はじめに

アメリカ合衆国は、建国以来その領土を拡大してきた。1787年、建国とほぼ同時に、合衆国は、北西部の領土を含むようになった。1803年には、ジェファソン大統領がルイジアナをフランスより購入し、合衆国の領土は、ミシシッピを越えて拡大した。1845年と1853年には、テキサスが合衆国の一部となった。1848年には、メキシコは、米墨戦争の結果、西部と南西部の領土を合衆国に譲渡した。ワシントンとオレゴンは、それぞれ1853年と1859年に合衆国に加わった。1866年には、ロシアからアラスカを購入した。

このような合衆国の領土拡大は、最終的に新たな州の設置を認めるという方法で実行された。この「領土拡大の類型」は、1787年の北西部条例 (the Northwest Ordinance) に既に示されていた。この条例は、領土獲得における3段階の過程を予定していた。最初の段階は、1年から8年続くが、新たな合衆国の領土は、連邦の完全なコントロール下にあり、この段階では、連邦議会が司法その他の政府の官吏とともに、知事を任命し、地域の政策決定に決定的な役割を引き受ける。第2期には、地域住民が自分たちの立法府を選び、憲法を制定することもできる (ただし、領土の総督は、連邦議会が任命し、連邦議会は、立法府の努力を覆す権能も有する)。条例に示される最終段階は、州の資格であり、連邦制度の中で独立した政府を創設することである<sup>1</sup>。しかし、この領土獲得から州の地位までの過程は、1898年に絶たれた。合衆国は、米西戦争の結果、旧スペイン領の島々を占領したが、キューバには当初から独立すること

1 WEINER, Mark S., "Teutonic Constitutionalism: The Role of Ethno-Juridical Discourse in the Spanish-American War," Burnett and Marshall (ed.), *Foreign in a Domestic Sense: Puerto Rico, American Expansion, and the Constitution*, Duke University Press, Durham, 2001, pp. 64-5.

を約束し、グアム、プエルトリコおよびフィリピンの法的地位については明確にしなかったが、結局、州の候補とは見なさなかった。

本稿は、合衆国がこれらの島嶼を占領したさいに、どのような統治制度を築いていったのかを考察することによって、合衆国の占領政策における憲法原理の意義を論ずる。

## 第1章 キューバの占領と憲法

### 1 米西戦争とキューバ憲法

メイン号事件を発端とするアメリカ合衆国とスペインとの緊張は、終に合衆国がスペインに最後通牒を突きつけ、キューバの主権を放棄するよう迫るまでに高まった。アメリカ大統領ウィリアム・マッキンリーは、1898年4月11日、連邦議会に特別教書を送り、「人道と文明の名の下に、またまさに危殆に瀕せるアメリカ権益擁護のために、アメリカは、与えられたる権利と義務をもって、キューバの戦争を終わらせなければならない」と主張した<sup>2</sup>。

4月19日、連邦議会は、次のような決議案を採択した<sup>3</sup>。合同決議 (Joint Resolution) は、提案者の名を取って「テラー修正条項 (Teller Amendment)」と呼ばれている<sup>4</sup>。

- ① キューバ島の人民は自由と独立を共有すべきである。
- ② スペインに対しキューバ島の放棄並びに同島よりの軍隊撤収を要求することは、合衆国の義務である。
- ③ この決議を実行するために、大統領はアメリカの総力を駆使して、義勇兵募集に当たるべき責務と権限を有する。
- ④ 合衆国は、キューバ島の戦乱を終息させること以外の意図はなく、同島征服の意図は毛頭ない。戦乱鎮定の上は、同島の統治支配の権能を島民に

2 SCHOULTZ, Lars, *Beneath the United States: A History of U.S. Policy toward Latin America*, Harvard University Press, Cambridge, 1998, p. 139.

3 DE LA CUESTA, Leonel Antonio, *Constituciones cubanas: Desde 1812 hasta nuestro días*, Editorial Hispano Cubano, Madrid, 2006, 107; GOTT, Richard, *Cuba: A History*, Yale University Press, 2004, p. 102. コンラド・ベニテス／東亜研究所訳『比律賓史—政治・経済・社会史的研究—下巻』(岩波書店, 1945年) 230～1頁。

4 SCHOULTZ, *op. cit.*, p. 139. E. ウィリアムズ／川北 稔訳『コロンブスからカストロまで—カリブ海域史, 1492-1969—II』(岩波書店, 1978年) 183～4頁。

ゆだねる。

その後、4月25日、合衆国は、スペインに正式に宣戦布告をした。

合衆国がキューバに侵攻したことによって、1898年には、三つの憲法体制が併存することとなった。すなわち、①キューバの独立軍が占拠する地域に適用される1897年のラ・ヤヤ憲法 (La Constitución de La Yaya)、②スペインの主権の及ぶ地域に適用される1897年の自治憲法 (la autónomica)、③サンチャゴ・デ・クーバと呼ばれていた東部地方を占領したアメリカ軍のレナード・ウッド将軍が1898年10月20日公布したいわゆるレナード・ウッド憲法 (la Constitución de Leonard Wood) である<sup>5</sup>。

①の憲法を含めて、キューバの独立運動からいくつかの憲法が誕生した<sup>6</sup>。そのうち①の憲法が最も条文の数も多く、権利章典を置き、体系的である。この憲法は、施行期間を2年に限定した憲法であって、憲法制定会議が開かれた地名 (La Yaya) をとってラ・ヤヤ憲法と呼ばれている。この憲法の特徴は、①人権規定を充実し、宗教、教育、思想、集会、結社および思想伝達の自由、請願権、通信の秘密、普通選挙、罪刑法定主義等の自由主義的な権利を規定し (4条ないし13条)、②モンテスキューの古典的な三権分立制度を採用し、③全ての最高司令長官の権限を統治会議 (El Consejo de Gobierno) という文民機関にゆだねたことである<sup>7</sup>。新憲法に従って組織された議会は、実際には機能することもなく、合衆国の承認も得られず、解散を余儀なくされた。アメリカ占領軍の統治は、②の自治政府を修正したものでもあった。つまり、軍が統括する文官政府であって、その決定は、法律の効力をもつ軍の命令というかたちで発せられた<sup>8</sup>。ただし、②の自治憲法には、「人権宣言」がなく、反対に、③のレナード・ウッド憲法は、「権利章典」からなる法文書であった。

1897年の「自治憲法 (Constitución Autónoma)」前文は、「内閣の意見に

5 *Ibid.*, p. 108.

6 1869年のグアイマロ憲法、1878年のバラグア憲法および1895年のイマグアユ憲法がある。これらの憲法は、主に統治機構を定めたものである。*Todas las constituciones cubanas*, Inkgua, Barcelona, 2006.

7 拙稿「キューバ社会主義憲法とその変容」『駿河台法学』(第22巻第2号、2009年) 72～3頁。*Ibid.*, pp. 23 & ss.

8 DE LA CUESTA, *op. cit.*, p. 109.

9 *Todas las constituciones cubanas, cit.*, pp. 56 & ss., pp. 33 y ss.

より、皇太子、国王アルフォンソ13世陛下の名において、王国の摂政である女王として、以下のとおり布告する」と宣言し、次のように統治機構を定めている。統治権については、「各島の統治は、二院制のキューバ島議会および本国を代表する総督によって構成され、総督は、本国の名において最高権力を行使する」(1編1条)と定める。立法権についても、議会と総督にあるとして、「法律の定める形式と条件で植民地問題について立法する権能は、総督とともに島の両院にある」(2編3条)と定める。二院制議会については、「代議院 (la Cámara de Representantes)」と「行政院 (Consejo de administración)」からなり、両院の権能は、対等である(2編4条)。行政院は、「35人の委員によって構成され、その内、18人は、選挙法に定められた方法で選出され、他の17人は国王が任命する」(3編5条)が、代議院は、「法律の定める方法で、2万5千人ごとに一人の比率で、選挙委員会が任命する者によって構成される」(4編11条)。

「レナード・ウッド臨時憲法」<sup>10</sup>は、憲法というよりもサンチャゴ・デ・クーバ県総司令官ウッドの名において、「一般命令 (general order)」の形式で発せられた法文書であり、その前文は、次のように宣言している。

「合衆国軍によるサンチャゴ・デ・クーバ県の占領によって、必然的に全ての統治問題の条件が変更された。可能な限り、占領地域の法律が適用されるのが好ましいとしても、総司令官は、法律の多くとその執行方法は、新秩序と両立しないと考えるものであり、それゆえ、よき政府に係わる全ての者の告知し遵守するように、また、適正な宣誓を行った公務員を指導するために、以下の命令を公布することが必要であると考え。この宣言は、人の権利の保障という目的に限られ、組織法の通常または共通の規則を含むものではない」と。

その「権利章典」の内容は、平和的な集会の権利・請願権(1条)、信教の自由(2条)、裁判を受ける権利・私有財産権と正当補償(3条)、被告人の聴聞の権利と証人審問権(4条)、法定手続き(5条)、一時不再理・二重の危険の禁止(6条)、ヘイビアス・コーパス令状(7条)、過大な保釈金・残虐な刑罰の禁止(8条)、不当な捜査・押収の禁止(9条)、言論出版の自由(10条)である<sup>11</sup>。ラ・ヤヤ憲法とレナード・ウッド憲法の「権利章典」との違いは、

10 *Ibid.*, pp. 56 & ss.

刑事手続きの違いに典型的なかたちで見られる。前者は、「何人も、犯行前の法律によって犯罪とされる行為によって、法律の定める手続きによらなければ、拘禁され、裁判を受け、刑罰を科せられない」（4条）と規定し、後者は、刑

11 *Ibid.* その「権利章典」の内容を以下に掲げる。

- 「第1条 人民は、公共の福祉に関わる問題を処理するために平和的に集会し、請願または代表を通じて、侵害の回復を求めて権力機関に訴える権利を有する。
- 第2条 何人も、自らの良心の命ずるところに従って、万能の神を崇拝する自然の消滅することのない権利を有する。何人も、他者の宗派を妨害しなければ、自らの宗教的信念を実行することにおいて、侵害され、妨害され、干渉されない。全てのキリスト教会は、保護され、いずれの教会も圧迫を受けない。また、何人も、その宗教的意見を理由に、名誉、信頼または有用な職務から排除されることはない。
- 第3条 裁判所は、全ての者に応えて、人または財産に対するあらゆる侵害は、適正に救済をうけ、法と裁判は、無償で、遅滞なく実施される。いずれの私有財産も、正当な補償なしに公共のために奪われない。
- 第4条 刑事手続きにおいて、被告人は、自から対面するか、またはその法的代理人を通じて聴聞をうける権利を有し、代理人は、被告人に対する起訴の性質または理由について告知され、被告人に有利な証言する証人の出頭と、被告人に不利な証人ととの対面を実現しなければならない。
- 第5条 被告人が自ら不利益な証言を強いられることはなく、国法によらずに生命、自由または財産を奪われることもない。
- 第6条 何人も、一度裁判を受け無罪とされたならば、同じ行為によって再び裁判を受けることはない。つまり、同じ犯罪によって無罪または有罪とされる危険を再び受けることはない。
- 第7条 何人も、有罪の完全な証拠があるか、または、十分と思われる証拠がある場合で、自由刑が明記されているような罪を除いて、十分な保証金によって自由の身とすることができる。総司令官が適切であると考える場合を除いて、何人も、ハイビラス・コーパスの権利を奪われることはない。
- 第8条 被告人に加重な保証金を求め、莫大な罰金を科し、残虐で異常な刑罰を科すことはできない。
- 第9条 全ての市民は、有罪の根拠があると宣誓して証言しなかったならば、不当なあらゆる検査と押収から、その仕事、身体、書類、住居および財産が保障される。
- 第10条 思想と意見の自由な交換は、自由人の侵すことのできない権利の一つであって、何人も、この自由に責任を負いつつも、如何なる問題であっても自由に話し、書き、または出版できる。自治法は、この権利宣言に従って施行されるが、総司令官の判断により、開明的な文明の有益な原理に適應できるように、総司令官が適宜修正する」。

事手続き上の権利が豊富なだけでなく、「被告人は、自ら不利益な証言を強いられず、国法によらずに生命、自由または財産を奪われることもない」(5条)し、「何人も、一度裁判を受け無罪とされたならば、同じ行為によって再び裁判を受けることはない。つまり、同じ犯罪によって無罪または有罪とされる危険を再び受けることはない」(6条)として、二重の危険の禁止の原則を定めている。前者は、大陸法型の罪刑法定主義によるのに対して、後者は、適正手続主義をとっている点に両者の違いが表れている。また、表現の自由に関して、前者は、「すべてのキューバ人は、適法な生活上の目的のために、自己の意見を自由に伝達し、集会・結社の権利を有する」(13条)と定めるのに対して、後者は、「思想と意見の自由な交換は、自由人の侵すことのできない権利の一つであって、何人も、この自由に責任を負いつつも、如何なる問題であっても自由に話し、書き、または出版できる」(10条)と定め、表現の自由を不可侵の人権と捉えている。このようなレナード・ウッド憲法の内容は、ほぼアメリカ合衆国憲法の「権利章典」に倣ったものだと考えることができよう。それでは、なぜこのような「権利章典」が発せられたのだろうか。

## 2 「レナード・ウッド憲法」と独立戦争

ウッドは、「テラー修正条項」による独立の約束にもかかわらず、キューバの合衆国併合を支持しており、「清潔な政府、迅速で断固たる行動と信頼に足る人物の手による絶対的コントロール、必要な法的・教育的な改革の確立」が必要であると説いている。キューバは、進歩的な社会改革の実験室となったのである<sup>12</sup>。

さらに、スペイン政府軍は、住民とゲリラ兵とを分断しようとして、強制収容所を建設した。強制収容所が初めて出現したのは、「ファシズムのイタリアでも、ソヴィエト連邦でもなく、ナチのドイツでもなく、フランコのスペインでもなく、19世紀末のキューバが解放戦争を行っていたときであって、その後、ボア戦争の間の南アフリカであった」<sup>13</sup>。その起源は、必ずしも明確ではないが、「民主主義は、全市民を目的として拡大するが、危険の表象となる者の排

12 SCHOULTZ, *op. cit.*, p. 144.

13 KOTEK et RIGOULOT, *Le siècle des camps*, JC Lattès, 2000, p. 11.

除を暗示している」<sup>14</sup>と指摘されているように、民主主義思想に随半して生じたとも考えられる。

動物と人間の取り扱いはことなるという意識の境界線を、1896年、スペイン人は、キューバで越えたのである。英国人は、その手中におちたボーア人とその家族を収容する施設を取り囲む有刺鉄線を用いることとなる<sup>15</sup>。さらには、1901年には、マッカーサー (Arthur MacArthur) 司令官も、フィリピンにおいて強制収容所作戦を用いることとなる<sup>16</sup>。

しかし、フランス革命までは、「個々人の関係は、戦争でも断ち切れず、通信も、旅行でさえもたたれることはなかった」。ナポレオンは、「アミアンの平和が破られた後、フランスに暮らすイギリス人に居住地を指定した」。ここに示されているのは、フランス革命以降、市民も敵となりえるし、敵として拘禁される危険があるということである<sup>17</sup>。平等派のバブーフも、自ら起草した「警察デクレ断片」の条文に緊急事態に限定してはいるが、強制収容所の設置を規定している<sup>18</sup>。その後、排除の対象は、拡大する。つまり、「明白な敵(外国の兵士または反革命の戦闘員)から当たり前の人、役立たず、旧社会の残りかす、旧社会の障害物の警告へと移行する」<sup>19</sup>。

現在の研究では、キューバ以降今日までの数々の強制収容所を四つの型に分類している。すなわち、①冥界 (l'Hadès)、②煉獄 (la Purgatoire)、③地獄 (l'Enfer)、④呪われた地 (la Géhenne) である<sup>20</sup>。キューバの強制収容所は、①冥界に該当し、「植民地化された住民」が収容の対象とされた。

スペイン軍を率いるウエイレル (Valeriano Weyler) 将軍は、ゲリラ対策として収容所の建設を採用した。将軍の計画は、指定した軍事地域の都市と村落の全住民をしっかりと防御されたセンターに集中する (concentrated) ことによって、反乱軍とその支持者を分断しようとする作戦であった。被収容者の食料は、その地の特別の耕作地から調達されるが、食料が入手できに場合には、飢えるにまかせてもかまわないと考えられていた。将軍は、10月、ピナル・デル・リ

14 *Ibid.*, p. 23.

15 *Ibid.*, p. 27.

16 MILLER, Stuart Creighton, *Benevolent Assimilation: The American Conquest of the Philippines, 1899-1903*, Yale University Press, New Haven, 1982, p. 208.

17 KOTTEK et RIGOULOT, *op. cit.*, p. 28.

オ (Pinar del Río) で最初の収容所命令を発した<sup>21</sup>。

収容所作戦の結果、マタンサス (Matanzas)、ラス・ビリヤス (Las Villas) およびピナル・デル・リオ (Pinar del Río) においては、10万2千以上が死亡したことが確認されているが、それ以外の地域の犠牲者については正確な数は不明である。論者によって、犠牲者の数は、9万人から30万人までの幅がある<sup>22</sup>。しかし、全体ではキューバの当時の人口 (1,700,000人) の1割にも上る115,000から170,000が犠牲となったと推定されている<sup>23</sup>。

この収容所作戦に対し合衆国の世論は、厳しい批判を投げかけたが、1902年、合衆国政府は、キューバにおけるウェイレルの強制収容所作戦は、これまでの軍事慣行に反するものではないと結論づけている。合衆国も北アメリカの先住民

18 *Ibid.*, pp. 23-4. 以下に条文の一部を掲げる。

「第13条 トゥーロン、ヴァランス、グルノーブル、マコン、メッツ、ヴァランシエンヌ、サントメール、アンジェ、レンヌ、クレルモン、アングレームおよびトゥールーズ近郊に、できるだけ短い期間で、平安を維持し、共和主義者を守り、改革を促進するための収容所 (des champs) が設置されるものとする。

第14条 この目的で、革命委員会は、完全武装し、装備を調べ、野営の備品を与えられた国民衛兵を伴って4人の共和主義者を指名し、指定される場所に直ちに派遣するものとする。

第15条 軍令の規定は、前記収容所に適用される。

第16条 この収容所は、新たな法律が平和裏に執行されるなら、直ちに解消される。

第17条 マルグリート、オノレ・ディエール、ドレロンおよびレの島々は、矯正施設に変換され、ここでは、共通の労働が課せられるように、外国人被疑者およびフランス人の宣言の後に逮捕された個人が移送される。

第18条 これらの島々は、接近ができないようにする。つまり、政府に直属する行政組織を置く。

第19条 改善、工事での活動および善良な素行を示す被収容者のなかの者は、共和国に復帰し、その市民権を獲得することができる」。

また、7条には、「外国人は、最高の行政による直接の監視の下に置かれ、この行政は、外国人を通常の住居から遠ざけて、矯正施設に送致する」と規定し、外国人も収容の対象としている。収容所は、13条に規定されるように、全国各地に設けられるとしている。しかし、一方、バプーフは、革命軍によるヴァンデの虐殺を厳しく非難している。一見すると強制収容所と虐殺についてバプーフの見解は、矛盾するようにも思われるが、バプーフは、強制収容所を虐殺を回避する措置と考えていたのかもしれない。

19 *Ibid.*, p. 25.



を居留地に押し込めており、先住民との戦争ではこの方法を用いていたからである<sup>24</sup>。

この作戦は、当時の合衆国で猖獗を極めた「イエロー・ジャーナリズム」の餌食にもなった。各紙は、時には、無責任なニュースを捏造し、センセーショナルな記事売り物に、熾烈な発行部数を競い合っていた<sup>25</sup>。スペイン人は、残虐、淫らで怠惰であって、スペインの「黒い伝説 (leyenda negra)」に結びつけられるが、アングロ・サクソンは、厳格で勤勉であり、人類を救済する任務を帯びているというステレオ・タイプとしてのイメージが喧伝されたのである。さらに、キューバの愛国派は、優れた戦闘員であると同時に、申し分ない

20 *Ibid.*, p. 46. その内容は、以下のとおりである。

- ① 冥界は、全体主義でない国でも、あらゆる種類の好ましからざる分子、つまり亡命者、植民地化された住民、無国籍者、社会不適応者および失業者を排除する方法として広く用いられた。このカテゴリーには、キューバにおけるスペインの「収容所 (reconcentration)」、南アフリカにおける英国の収容所、ヴィシー政権の収容所などが該当する。冥界の収容所は、数十万人の犠牲者を生んだ。
  - ② 煉獄は、ソヴィエト、アジアおよびナチの国内収容所 (1933年～40年) を指し、この収容所では、隔離と無秩序な強制労働や再教育の形式的な意図とが結びつけられる。煉獄は、まっすぐ地獄に連なり、煉獄と地獄はよく混同される。それでもやはり、その目的は、殲滅することではなく、「浄化すること」である。犠牲者を隔離すること、犠牲者を働かせること、要するに、犠牲者が社会の「清浄な」分子を「汚染する」ことのないことが問題となっているのである。
  - ③ 地獄は、字義通りの意味では、のナチの国外の収容所 (1940年～45年) に具現された。この収容所では、個人の精神的・肉体的な劣化、個人の消滅をねらってすべて念入りに体系的に組織される。それは、完全な悪の支配である。そこでは、むしろ最悪の苦しみのなかで人間を破壊するために、あらゆることが行われる。
  - ④ 呪われた地は、ナチが直ちに死に追いやった6カ所からなる世界である。ここでは、物語も、英雄的行為もなく、絶対的な匿名の中での直接的な死しかない。人間の群衆は、真早存在しないかのように、そこでは取り扱われる。群衆は、到着するとすぐに、圧倒的な多数の中に消え失せる。
- 21 GOTT, Richard, *Cuba: A New History*, Yale University Press, New Haven, 2004, p. 94.
- 22 KOTEK, Joël et RIGOULOT, Pierre, *op. cit.*, p. 56.
- 23 LAWRENCE TONE, John, *Guerra y genocidio en cuba 1895-1898*, Armas y Letras, 2008, p. 292.
- 24 *Ibid.*, p. 258.
- 25 渡邊利夫「米国にとっての米西戦争」『外務省調査月報』(2000年第2号), 25頁。

宣伝マンでもあった。彼らは、様々な情報を合衆国のジャーナリストに提供したが、それは、合衆国の介入を望んでいたからでもあった<sup>26</sup>。「イエロー・ジャーナリズム」は、期せずしてこのような要請に応えたのである。

一方、スペイン本国では、カノバス政権は植民地の改革路線に転換し、1897年2月、キューバに自治憲章が導入された。自治憲章は、自治体の長に強力な権限を与え、キューバに一定の自治を与えることを目的とした。ただし、この措置は、キューバの世論に影響を与えよとするというよりも、アメリカに対してスペインが戦争を終わらせようとする努力をしていることを見せようとするものであった。アメリカの世論は、ウエイレル将軍の弾圧に向けられており、アメリカ政府は、キューバにおけることの成り行きを注意深く観察していたからである。しかし、カノバスは暗殺され、キューバは、スペイン支持派と独立反乱軍とに分裂していた<sup>27</sup>。

こうした状況の中で、アメリカの軍艦メイン号が轟沈され、1898年4月25日、合衆国大統領マッキンリーは、スペインに宣戦布告をし、米西戦争が勃発したのである。アメリカ軍はサンチャゴ・デ・クーバを占領し、7月18日、レナード・ウッド将軍は、同市の軍総督に任命された。8月12日、スペインは、合衆国と講和条約を結び、両国の敵対関係に正式に終止符が打たれた。そして、10月20日、前記の「レナード・ウッド憲法」が公布されたのである。このようなキューバでの独立戦争をアメリカ合衆国の軍事介入という当時の歴史状況に鑑みると、「レナード・ウッド憲法」の政治的意味は、マッキンリー大統領の教書にいう「人道と文明」を体現するものであって、合衆国の占領政策の「善政」を印象づけようとする文書であったと推定できるだろう。

### 3 司法改革と1901年憲法

「レナード・ウッド憲法」に記された財産権、刑事被告人の権利、裁判を受ける権利などは、とうぜん、これらの諸権利を保障するに足る司法制度を要求するものであった。1899年1月1日、ジョン・ブルック (John R. Brooke) 将軍がキューバの統治権をスペインから引き継いだ。ブルック将軍の軍政府は、

26 *Ibid.*, pp. 286-7.

27 *Ibid.*, p. 96.

キューバ人に一定の自由を認め、内閣はキューバ人によって組織され、自治体でもキューバ人が登用された。ブルック将軍は、1899年5月6日、最高裁判所を設置し、また、軽罪裁判所も設け、国勢調査を実施させただけでなく、宝鏡の廃止、墓地の世俗化等数々の改革を実行した。そして、ブルックの跡を継いだのがレナード・ウッドであった。ウッドの下で議員を選ぶ自治体で選挙が行われ、この議会が1901年憲法を制定することになる<sup>28</sup>。

ブルックは、スペインの法制度に対してきわめて批判的な見解を抱いていた。特に、刑事手続きについては、人間の権利がほとんど尊重されていないような古い制度が諸悪の根源であると指摘している<sup>29</sup>。また、スペインとの紐帯が切れることで、スペインの最高裁判所の管轄も消滅し、上訴裁判所の設置が急務となっていた。1899年4月19日の一般命令41号は、最高裁判所の設置を命ずるものであった。ブルックは、包括的な権利章典に関する命令を発しなかったが、1899年7月13日の一般命令109号は、刑事被告人の迅速で公開裁判を受ける権利、証人審問権、弁護人依頼権、自己不罪の禁止を規定していた<sup>30</sup>。

しかし、それでも、ウッド将軍から見れば、キューバの刑事裁判は、根本的な欠陥をもっていた。特に、軍のアメリカ人被用者がキューバの裁判所の管轄権に服することが不満であった。間もなく、ウッドは、総督に昇進し、1899年12月20日から1900年12月31日までの間の報告書を提出した。その中で、ウッドは、司法改革を主張し、「統治全体の弱点は、その裁判所にあり、この弱点が完全に是正できず、是正を貫徹できないかぎり、この島には自由な統治は全く存在してない」と述べている<sup>31</sup>。

ウッドは、1900年10月15日の一般命令427号によって、ハイビマス・コーパス令状を設け、「キューバ島では、いかなる理由または口実においても、投獄されるか、自由を制約された者は、権限ある裁判官または裁判所の判決によって収容されているか、または拘禁されている場合を除いて、投獄または拘禁の

28 DE LA CUESTA, *op. cit.*, pp. 110-2.

29 THOMPSON, Winfred Lee, *The Introduction of American Law in the Philippines and Puerto Rico 1898-1905*, The University Arkansas Press, Fayetteville, 1989, p. 182.

30 *Ibid.*, p. 184.

31 *Ibid.*, pp. 184-5.

理由を審問するために、この命令に規定されているように、ヘイビアス・コーパス令状の権利を有する」と規定している<sup>32</sup>。司法省のミゲル・ヘネル (Miguel Gener) は、このような司法改革を熱烈に支持した。ラテン・アメリカ諸国が独立後も進歩が遅れている理由の一つに、スペインの法制度を維持していることがあると論じ、合衆国の司法制度を取り入れるべきだと力説している<sup>33</sup>。

マッキンリー大統領も、1899年12月5日付の連邦議会への教書において、キューバの解放軍が解散し、キューバの恒久的福利を保障すべきであるのなら、緊密な特別の絆でしっかり結びついていなければならないと説示し、その関係は、憲法または相互条約としての協定による絆が必要であると論じている<sup>34</sup>。ただし、レナード・ウッド総督は、キューバ人に独立を約束すべきではなく、正当かつ公平に統治し、文武の進歩の機会を提供すれば、いずれ合衆国の一部になるであると主張していた<sup>35</sup>。

合衆国は、キューバ人に形ばかりの独立を認めるものの、支配権を保持する仕組みを編み出した。それが、「プラット修正条項 (la Enmienda Platt)」である。最初、キューバの憲法制定議会は、この修正条項を拒否したが、結局、無修正で受け入れざるをえず、新憲法の中の合衆国憲法では権利章典が置かれている場所に置かれた。プラット上院議員は、「合衆国は、いわゆるプラット修正条項に基づいて、事態が悪化するなら、常にこれを是正することができる立場にいることができるだろう」と述べている<sup>36</sup>。

1900年7月25日、司令官のレナード・ウッドは、憲法制定会議の招集を公布した。憲法制定会議は、1901年憲法を採択した。人権規定は、自由主義憲法に特徴的な個人の自由と平等を保障し、ヘイビアス・コーパスだけでなく、違憲の申立ても規定している。統治機構については、純粹代表制の下で、古典的な三権分立を採用している。立法府は、二院制であり、行政権については、大統領制をとり、司法権については、裁判官の独立と身分保障を規定している。こ

32 *Ibid.*, p. 185.

33 *Ibid.*, p. 186.

34 PIQUERAS, José A., *Sociedad civil y poder en Cuba: Colonia y poscolonia*, Siglo XXI, Madrid, 2005, p. 252.

35 DE LA CUESTA, *op. cit.*, p. 144.

36 *Ibid.*, p. 151.

の1901年憲法に従って、合衆国は、地方自治法、司法権組織法、行政組織法、選挙法その他キューバ人の統治の復帰に必要な規定を設けた。こうした法律を制定するために、諮問委員会（Advisory Commission）が設置された<sup>37</sup>。

1901年3月2日の「プラット修正条項」は、合衆国はキューバの独立を認めるとともに、介入の機会も保障した<sup>38</sup>。アメリカの軍政は、1902年5月20日に終結したが、「プラット修正条項」とこれを承認する1903年の合衆国との恒久条約（un Tratado Permanente con los Estados Unidos）によって、合衆国の「保護領（un protectorado）」になった。1959年のキューバ革命までの間、キューバは、「疑似共和国（pseudorepública）」あるいは「新植民地共和国（república neocolonial）」とも性格づけることができる<sup>39</sup>。

#### 4 政教分離とキューバ社会

司法制度改革とならんで、信教の自由と政教分離原則も、キューバ社会に大きな影響を与えた。レナード・ウッド憲法の信教の自由を保障する規定（2条）は、キューバのカトリック教会に大きな影響を与えた。教皇庁は、19世紀初めから自由主義者からの攻撃にさらされており、スペインの植民地の独立運動に関しては、スペイン本国政府の方針を支持していた。レオ13世も、キューバの独立運動に対してスペイン軍を支持したのである<sup>40</sup>。しかし、キューバのカトリック教会は、多くの問題点を抱えており、盤石な制度とはいえなかった。つまり、①教会は、黒人と混血からなる大衆に布教するには無力であり、②1830年代から40年代の自由主義者の攻撃によって、財産を失い、衰弱しており、③1851年の政教条約による教会とキューバ国家との新たな協定によって、権力にあまりに近寄りすぎており、④教会がスペイン社会のアイデンティティーを示す制度になろうとしていた、という少なくとも四つの問題点を抱えていたのである<sup>41</sup>。要するに、レオ13世は、完全にスペイン側について、キューバ人の分離派を自由主義的でフリー・メーソンに鼓舞された完全に反カトリックであると見なしたのである。

このような状況の中で、1898年10月20日のレナード・ウッド憲法が公布され、「何人も、自らの良心の命ずるところに従って、万能の神を崇拜する消滅する

---

37 前掲・拙稿「キューバ社会主義憲法とその変容」, 72頁。

ことのない自然の権利を有する。何人も、他者の宗派を妨害しなければ、自らの宗教的信念を実行することにおいて、侵害され、妨害され、干渉されない。

38 1901年の「プラット修正」は、以下のとおりである。

「アメリカ合衆国大統領は、この文書の一部または文書に付属する命令のいずれかの結果として、基本的に以下のように、合衆国とキューバとの将来の関係を規定する憲法に従って、この島に政府が確立されたならば、直ちに、『キューバ島の統治と支配をその人民に委ねること』がこの文書によって認められる。

- I キューバ政府は、キューバの独立を害するか、または害する傾向のあるいかなる外国勢力とも条約その他の協定を結んではならないし、いかなる方法であれ、外国勢力に植民地化によってまたは陸海軍その他の目的で、キューバ島のいかなる部分にも宿営若しくは支配権を得ることを許可し、許すことができない。
- (A) 経常経費を支払った後に、キューバ島の通常の歳入では不足するような利子を支払いのために、また、最終的な弁済のための合理的な弁済資金条項を定めるために、いかなる公債を引き受け、または契約できない。
- (B) キューバ政府は、合衆国がキューバの独立のために、生命、財産および個人の自由の保護が提供でき、パリ条約によって合衆国に課せられるキューバに関するという義務、現在キューバ政府が引き受けている義務を履行する政府の維持するために、介入する権利を有することに同意する。
- (C) 軍事占領の間、キューバにおける合衆国のあらゆる行為は、承認され、有効とされ、占領下で獲得されたあらゆる法的権利は、維持され、保護されるものとする。
- (D) キューバ政府は、キューバ島の都市の公衆衛生のために、疫病と伝染病の発生を防止し、もって合衆国南部の港町とそこに居住する人々の交易だけでなく、キューバ人民とその交易の保護を確かなものとする目的で、既存の計画その他相互に同意する計画を実行し、必要なかぎりにおいて、拡張するものとする。
- (E) ピネス島は、キューバの憲法案に記載の国境から除かれるものとする。その権原は、条約による将来の調停にゆだねられるものとする。
- (F) 合衆国がキューバの防衛のみならず、その独立を維持し、その人民を保護できるようにするために、キューバ政府は、合衆国大統領と同意する若干の特定地点に石炭補給又は海軍基地に必要な土地を合衆国に売却又は貸与する」。

1901年3月2日、「プラット修正」は、合衆国の法律に組み込まれた。6月12日、キューバの憲法制定議会は、15対14という僅差ではあったが、これを共和国憲法の附則に記入することとした。「プラット修正」は、1934年に破棄されたが、キューバの政治に対する合衆国の干渉は、その後も行われた。前掲・拙稿「キューバ社会主義憲法とその変容」、71頁。GOTT, *op. cit.*, pp. 327-8.

39 PIQUERAS, *op. cit.*, p. 302.

40 DE LA CUESTA, *op. cit.*, p. 248.

41 *Ibid.*, p. 249.

全てのキリスト教の教会は、保護され、いずれの教会も圧迫を承けない。また、何人も、その宗教的意見を理由に、名誉、信頼または有用な責務から排除されることはない(2条)と規定し、信教の自由を宣言した。ただし、条文は、「全てのキリスト教の教会」という文言を用い、少なくともすべてのキリスト教を平等に取り扱おうとするという範囲内ではあるが政教分離原則を明らかにしていた。これによって、プロテスタント信者が大多数を占める合衆国は、国教としてのカトリック教会の憲法上の位置を変更し、カトリック教会に対してプロテスタント宣教師の活動の自由を確保したのである<sup>42</sup>。

キューバでの政教分離を推し進めるために、ジョン・ブルック (John R. Brooke) は、次のような原則を定めた。すなわち、①カトリック司教その他の僧侶に対する給与その他の報酬の支給停止、②国が出資する墓地の世俗化、③教会の郵便料金免除の撤回、④寺院の外での行進と葬儀の参列の禁止 (ただし、後者は誰も気にかけなかった)、⑤カトリック教会の婚姻の有効性は、市民登録に記載されること、⑥公共機関でのカトリック司祭の廃止 (数日後、ブルックは、民事婚のみが有効であると宣言)、⑦公教育からカトリック教義の排除、である<sup>43</sup>。

このような措置に対して、カトリック側は、スペインの国王の聖職者任命権が消滅してしまったので、キューバおよびプエルトリコ教皇代表団が設けることで対応した。後に、この方法は、フィリピンにも拡大された。1900年初め、教皇庁は、イタリア人ドナート・スバレッティ・イ・タッサ (Donato Sbarretti Tazza) を大司教に任命した。スバレッティは、民事婚を承認し、スペイン本国のマリア・クリスティーナの摂政以降スペイン自由主義政府に接収された教会財産に対する補償を得ることができただけでなく、教会とキューバ国家との間の関係を打ち立てることに成功した<sup>44</sup>。

1901年の憲法制定会議では、国教としての宗教には全く言及されていない。ただし、憲法前文は、「われらキューバ人民の代表者は、キューバが独立した主権国家として組織する基本法を編纂し、採択するために、憲法制定会議に集會し、キューバの国際的義務を履行する秩序を維持し、自由と正義を確保し、

42 *Ibid.*, p. 249.

43 *Ibid.*, p. 250.

44 *Ibid.*, p. 251.

公共の福利を増進することのできる政府を樹立し、神の恩寵を願いつつ、以下の憲法を承認し、採択する」と謳っており、「神の恩寵」という語句が記されている。一方で、憲法は、「すべての宗教の信仰だけでなく、すべての宗教活動も、自由であって、キリスト教道徳と公共の秩序の尊重の外に制約されない」(26条1項)し、「教会は、国家と分離されなければならない、国家は、いかなる場合でも、いかなる宗教にも資金援助することはできない」(同条2項)と規定する。したがって、前文に言う「神」は、ひろくカトリックとプロテスタントを含むキリスト教一般を意味すると解せられるから、必ずしも政教分離原則に反するものでないと解された。しかしながら、政教分離原則によって、アフリカ起源の宗教にも活動の自由が与えられたが、政府は、こうした宗教を迷信と見なし市民にふさわしくないとし、社会から排除しようとしたのである<sup>45</sup>。

## 5 1901年憲法

1901年憲法は、合衆国憲法の影響がみられると指摘されているが<sup>46</sup>、「権利章典」については、ラ・ヤヤ憲法との類似性も見られる。たとえば、ラ・ヤヤ憲法では、「何人も、犯行前の法律によって犯罪とされる行為によって、法律の定める手続きによらなければ、拘禁され、裁判を受け、刑罰を科せられない」

(4条)と規定し、1901年憲法は、「何人も、犯行前の法律によって、法律の定める手続きによらなければ、権限を有する裁判官または裁判所によって裁判を受け、判決を言い渡されることはない」(19条)と規定する。居住・移転の自由についても、前者は、「キューバ人は、何人も裁判所の決定によらなければ、住居の移転を強制されない」(12条)、後者は、「何人も、権限を有する機関によって、法律の定める場合でなければ、住居または居住の移転を強制されることはない」(24条)と規定する。

1901年憲法の「権利章典」には、社会権規定は存在しないが、ラ・ヤヤ憲法では、「教育は、共和国の全領土において自由である」(8条)と規定していた

45 ROMÁN, Reinaldo L., *Governing Spirits: Religion, Miracles, and Spectacles in Cuba and Puerto Rico, 1898-1956*, University North Carolina Press, Chapel Hill, 2007, pp. 6-10.

46 DE LA CUESTA, *op. cit.*, p. 205-6.



のに対して、1901年憲法では、「初等教育は、義務であるのみならず、技術・職業教育とともに、無料とする。市と県が十分な財源を欠くために、それぞれの教育を維持できない間は、これらの教育は、国の責務とする」(31条1項)と規定するだけでなく、「中等および高等教育も、国の責務とする。……」(同条2項)と定め、義務教育の無償のみならず、中・高等教育についても国の責任を明記している。さらには、1901年憲法は、「すべての著作者または発明者は、法律の定める期間と手続きで、その作品または発明の排他的な財産権を享受する」(35条)と規定し、知的財産権を保障している。ただし、この規定は、キューバ人よりはアメリカ人の知的財産権を結果的に保障することになったのではないかと思われる。

1901年憲法は、平等原則を掲げ、「すべてのキューバ人は、法の前に平等である。共和国は、個人の特別法も特権も認めない」(4編1節1条)と規定する。キューバの独立戦争には、クリオーリョ(植民地生まれのスペイン人)だけでなく多くの黒人も参加し、この規定は、人種的平等を保障しているとも解される。独立戦争に倒れた思想家にして詩人のホセ・マルティは、「キューバには、もう人種戦争はないだろう。共和国は、後戻りしないし、共和国は、…グアイマロ(Guáimaro)で4月10日の最初の独立憲法から、白人も黒人もなかった」と論じて、人種の平等を説いていた<sup>47</sup>。しかし、マルティ自身「後戻りしない」ともらしているように、少なくとも歴史的には人種間の争いは存在したのである<sup>48</sup>。そして、キューバが独立しても、スペイン人の土地は、合衆国政府の保護を受け、キューバ政府もスペインからの移民政策を継続した。白人支配者層は、黒人のキューバ人口に占める割合を減すだけでなく、非文明的な黒人というイメージを変えて、新たな社会に位置づけるという課題に直面したのである<sup>49</sup>。

47 “Mi raza,” MARTÍ, José, *Antología mínima*, t. I, Editorial de Ciencias Sociales, Habana, p. 137.

48 1843年から44年にかけての勃発した「ラ・エスカレーラ(La escalera)の陰謀」という奴隷と解放奴隷からなる黒人反乱が有名である。エスカレーラとは、ハシゴを意味し、反乱に参加した黒人をハシゴに結わえて拷問したことに由来する。当時のスペイン当局は、「白人に対する有色人種の陰謀(Conspiración de gente de color contra los blancos)」と呼んでいた。GOTT, *op. cit.*, pp. 64-5.

しかし、占領が終結した後、大統領選の不正をきっかけとして、キューバは、政治的混乱に陥った。政治的混乱が革命に発展するのを恐れた合衆国は、1906年、再びキューバを占領する。ローズヴェルトは、チャールズ・マグーン (Charles Magoon) を総督としてキューバに送り込んだ。彼の主たる目的は、占領軍が1902年にはやり残したことを完成することであった。つまり、信頼のおける選挙制度を設け、国家行政組織に準則を定め、小規模の軍隊を養成し、スペイン時代の法典に代えて新たな法制度を確立することであった<sup>50</sup>。

## 第2章 プエルトリコ

### 1 プエルトリコの占領

米西戦争は、主にキューバの支配を巡って争われた。しかし、「戦争がキューバを巡るものであったとしても、米西戦争によって生じた連邦議会と憲法論争の原因は、プエルトリコに関するものであった」と指摘されている<sup>51</sup>。

マッキンリー大統領は、プエルトリコの調査団の責任者にヘンリー・キャロル (Henry K. Carroll) を任命した。委員会の報告書は、1899年10月6日、大統領に提出された。報告書では、①プエルトリコの総督は合衆国大統領が任命すること、②議会は二院制であり男子普通選挙によること、③プエルトリコ人には合衆国市民権が与えられるべきことなどが勧告されており、プエルトリコの自治権を広く認める内容であった<sup>52</sup>。

一方、1899年10月、プエルトリコに駐留していたアメリカ軍政府のジョージ・W・デイヴィス将軍は、一般命令 (General Order) 160号を発した。命令は、地方政府の設置を宣言し、制限選挙による市長と市評議員を選出するため

49 HELG, Aline, "Race in Argentina and Cuba, 1880-1930: Theory, Policies, and Popular Reaction," Richard Graham (ed.), *The Idea of Race in Latin America, 1870-1940*, University of Texas Press, 1990, p. 56.

50 GOTT, *op. cit.*, p. 117.

51 SPARROW, Bartholomew H., *The Insular Cases and the Emergence of American Empire*, University Press of Kansas, 2006, p. 35.

52 THOMPSON, Winfred Lee, *The Introduction of American Law in the Philippines and Puerto Rico 1898-1905*, The University Arkansas Press, Fayetteville, 1989, p. 167; TRÍAS MONGE, José, *Puerto Rico: The Trials of the Oldest Colony in the World*, Yale University Press, New Haven, 1997, p. 36.

の地方選挙を求めていた。プエルトリコ人は、史上初めて自治問題を処理し、近代的な統治方法を学ぶ機会が与えられるべきであるというのである。デイヴィス將軍の言によると、新自治政府は、プエルトリコ人が英米型の「人民統治」の方法を学ぶことができる「一種の幼稚園」として機能することとなっていた<sup>53</sup>。

1900年5月1日に連邦議会が制定したプエルトリコの組織法は、その提案者フォレイカー (Joseph Foraker) の名を取ってフォレイカー法 (the Foraker Act) とも呼ばれている<sup>54</sup>。この制定法は、軍政に終止符を打ったが、キャロル委員会の勧告に必ずしも従ったものではなかった。しかし、軍政府の制度改革を引き継ぎ、その改革立法の効力を確認している<sup>55</sup>。つまり、プエルトリコに適用される合衆国の制定法の効力は、歳入法を除いて同じであると定めている (14節)。関税については、「この法律が可決されてからは、プエルトリコから合衆国に輸出されるすべての商品および合衆国からプエルトリコに輸入されるすべての商品は、15%の関税を支払うことで貿易港に陸揚げされるものとする」(3節)と定める。

統治組織については、「行政長官 (the chief executive officer) の正式名称は、「プエルトリコ総督」とする。総督は、合衆国上院の助言とその同意に基づいて、合衆国大統領が任命するものとする。……」(17節)と規定し、その他の高官についても、同様の規定を置いている<sup>56</sup>。このように大統領が任命する総督 (したがって、総督は、プエルトリコ人とは限らない) とプエルトリコ

53 GO, Julian, "The Chains of Empire: State Building and 'Political Education' in Puerto Rico and the Philippines," Julian Go & Anne L. Foster (ed.), *The American Colonial State in the Philippines: Global Perspective*, Duke University Press, 2003, pp. 182-3.

54 *Documents on the Constitutional History of Puerto Rico*, Office of the Commonwealth of Puerto Rico in Washington, D.C., 1964, pp. 64 & ss.

55 8節「現行のプエルトリコの法律と命令は、引き続き完全に有効で適用されるものとする。ただし、その後、変更、修正もしくは改正されるか、または、この法律が施行されるときに有効である軍の命令と布告によって変更もしくは改正される場合には、この限りではないが、その場合でも、以後プエルトリコについて規定される立法権または合衆国連邦議会が変更、修正もしくは削除するまでは、州に適用できる連邦制定法もしくはその規定と矛盾・抵触してはならない」。

人も含まれる「執行委員会」が置かれる。

立法議会は、二院制議会によって構成される。すなわち、「ここに与えられたすべてのこの地における立法権は、二院から構成される立法議会に付与されるものとする。一院は、上記のごとく構成された執行委員会であり、もう一院は、以下に規定される選挙人によって2年ごとに選出される35人の議員によって構成される代議院とする。このように構成された両院は、『プエルトリコ立法議会』と命名される」(27節)。三権分分原則から見れば、「執行委員会」が一院をなす機関とされている点で、変則的である。

また、プエルトリコ最高裁判所裁判官も、「合衆国上院の助言とその同意に基づいて、大統領が任命する」(33節)ものとされ、また、「プエルトリコは、『プエルトリコ地方』と呼ばれる裁判管轄区を形成するものとする。大統領が罷免しない限り、合衆国上院の助言とその同意に基づいて、合衆国大統領は、地方裁判官、地方検事、地方執行官を4年間の任期で任命しなければならない」(34節)が、「プエルトリコ最高裁判所と合衆国地方裁判所の終局判決の誤審令状と上訴は、合衆国の領土の最高裁判所と規則と事件における同じ手続で合衆国最高裁判所において認められ、移送されなければならない」(35節)。つまり、プエルトリコの終審裁判所は、合衆国連邦最高裁判所と考えられたのである。

フォレイカー法自体も、プエルトリコに関する報告書の作成義務を規定する。すなわち、「3人からなる委員会が組織され、そのうちの1人は、プエルトリコに出生した市民でなければならない。プエルトリコの法律を編纂し改正するために、この委員会は、合衆国大統領が上院の助言と承認を得て任命するものとする」と規定し、報告書の提出期限を「この法律の可決後1年以内」と定め

---

56 18節「大統領が罷免しない限り、合衆国上院の助言とその同意に基づいて、4年間の任期で、大統領が任命する書記官、法務長官、財務長官、監査役、内務長官および教育長官を置き、各人は、その在任中プエルトリコに居住し、以下に規定する権限と義務をそれぞれ有し、同じように合衆国上院の助言とその同意に基づいて、4年間大統領が任命する他の名望ある5人の人物とともに、執行委員会を組織するものとする。ただし、そのうち、少なくとも5人は、プエルトリコに出生した住民でなければならない。団体として課せられる以下の立法の義務に加えて、各人が以下に規定される権限と義務を行使し、前記の官職と執行委員会としての義務を適切に果たすために必要なあらゆる代理人と補助者を選任する権限を有するものとする」。

ている(40節)。この規定に従って、1901年12月3日、ジョセフ・デイリー(Joseph F. Daley)を委員長とする調査委員会が設置された。

デイリー委員会の報告書は、1901年12月3日連邦議会に提出された。その内容は、フォレイカー法に定められた若干の政治的・行政的な仕組みを改善するよう求めていたが、全般的には穏健なものであって、プエルトリコの制度はアメリカの制度と調和としているから、急激な変革は住民の抵抗運動を生じさせかねないと危惧の念を表している。ただし、「合衆国の制度は、ヨーロッパと南アメリカのもっとも発展した国で時に試練と経験に耐えた制度を維持することとまったく矛盾しない」とも述べている<sup>57</sup>。一方、報告は、プエルトリコ人の地位については、アメリカの市民権の付与を認めるものの、プエルトリコは連邦領であることを示唆するにとどめている<sup>58</sup>。

フォレイカー法に基づいて設置された立法議会は、重罪事件について陪審制度を設け、一般にホランダー法(the Hollander)と呼ばれる歳入法(a revenue act)を制定した。また、議会は、法典委員会を任命し、委員会は、刑法案を策定し、これは、1902年7月1日に施行された。これによって、プエルトリコの刑法は、大陸法型のスペイン法と決別し、アメリカ型の刑法となった(ただし、大陪審は導入されなかった)<sup>59</sup>。しかしながら、合衆国政府は、法改正によってただちにプエルトリコ人の法意識が変わると思っていたわけではない。プエルトリコ人は、公平な裁判制度が最後のよりどころであると思わないで、不利な判決を覆すために執行権を頼ればよいと考えていたからである<sup>60</sup>。

## 2 1917年の組織法

1917年のプエルトリコ組織法も、提案者(William Atkison Jones)の名を取ってジョーンズ法と呼ばれている<sup>61</sup>。ジョーンズ法も、フォレイカー法と同じように、「州に適用される合衆国の制定法は、この法律に反対の規定がある

57 THOMPSON, *op. cit.*, p. 173.

58 *Ibid.*, p. 170.

59 *Ibid.*, p. 177.

60 *Ibid.*, p. 178.

61 1916年のフィリピン組織法もジョーンズ法と呼ばれているように、両者には、共通点が多い。

場合を除いて、プエルトリコにおいても合衆国と同じ効果と効力を有するものとする」(9節)と規定し、税法を除き合衆国の法律が適用されると定める。

プエルトリコ人は、合衆国市民であるが(5節)、1927年3月4日、連邦議会は、合衆国市民も、プエルトリコでの1年間居住を要件に、プエルトリコ人となりうるという条項を追加した(5節のa)。裁判手続は、「合衆国大統領の名において、地方裁判所の刑事訴訟は、「プエルトリコ人民の名において」行われ、また、全ての公務員は、「合衆国市民でなければならず、各人の職務に執行を開始する前に、合衆国憲法とプエルトリコの法律を護ることを誓うものとする」(10節)と規定されたように、プエルトリコ人は、「合衆国憲法とプエルトリコの法律」を遵守しなければならない。

最高執行権は、執行官に存し、その官職名は、「プエルトリコ総督 (El Gobernador de Puerto Rico)」(12節1項)とする。総督は、「この法律に抵触しないすべての事柄について、プエルトリコ政府のすべての省と事務を監督し、一般的に統制し、民兵の最高司令官とする」(同節2項)。

立法権は、二院制議会が有する。すなわち、「プエルトリコにおけるすべての地方立法権は、この法律で別に定める場合を除いて、立法議会に存し、この議会は、上院と下院という二院から組織される。そして、両院は、『プエルトリコ立法議会 (La Asamblea Legislativa de Pueruto Rico)』と称される」(25節)。「プエルトリコ上院は、4年の任期でプエルトリコの有権者が選出する19人の議員によって構成されるものとする」(26節)が、「プエルトリコ下院は、以下に規定するところに従い、プエルトリコの有権者が選出する39人の議員によって構成されるものとする」(27節)。選挙人の要件については、最初の選挙については、現行の選挙法によるが、その後は、「満21歳に達した合衆国市民」とし、財産による制限を認めない(35節)。

しかしながら、「プエルトリコの総督は、立法議会の各会期が終了して60日以内に、会期中に布告したすべての法律の謄本をこの法律に従って指定される合衆国政府の担当の省に送付し、担当の省は、プエルトリコの法律を合衆国連邦議会に送付する」(23節)と定めている。さらに、「プエルトリコ立法議会が布告するすべての制定法は、この法律の23条に規定されているところに従って、合衆国連邦議会に告知され、連邦議会は、この法律によってプエルトリコの制定法を取り消す権能と権限を留保している」(34節)と規定しているように、

連邦議会がプエルトリコ立法議会に対して拒否権を有している。

フォレイカー法と同様、プエルトリコ最高裁判所も、最終審ではない。「プエルトリコ最高裁判所の終局判決または命令に対する誤審もしくは上訴の申立ては、この法律に規定されたところに従い第一巡回裁判所および合衆国連邦最高裁判所に提起し、手続きをとることができる」(43節)からである。

以上のように、ジョーンズ法は、最終的な決定権が合衆国大統領、連邦議会および最高裁判所に留保されており、合衆国との政治的・憲法的枠組みを変更するものではなかった<sup>62</sup>。しかしながら、ジョーンズ法には、フォレイカー法にはなかった「権利章典」が書き込まれた<sup>63</sup>。

### 3 ジョーンズ法と「権利章典」

ジョーンズ法2条は、「権利宣言—特権と免責」として、多くの権利を明記している。ただし、ヘイピラス・コーパス令状については、その保障を強化している。『ヘイピラス・コーパス』手続きの特権は、反乱、蜂起または侵略の場合に、公安の必要上があるときを除いて、停止されず、これらの場合においては、この特権は、その間、停止の必要性が存在する限り、大統領または知事がこれを停止することができる」(2条7項)と規定されているだけでなく、司法権に関する規定にも置かれ、「プエルトリコ最高裁判所および地方裁判所ならびにこれら裁判所の裁判官は、合衆国地方裁判所がヘイピラス・コーパス令状を与えることのできるあらゆる場合において、この令状を与えることができ、また、地方裁判所は、あらゆる適切な場合において、職務執行(mandamus)令状を与えることできる」(48条)と定められている。

平等原則については、「法律の平等な保護」(2節1項)を規定し、「貴族の称号も世襲の地位を認める法律は、可決されない。プエルトリコ政府の報酬を伴うか、または信任された何らかの職務を遂行する者は、合衆国議会の同意なしに、国王、女王または外国からであれと外国の官吏からであるかを問わず、いかなる贈り物、寄付、勲章または職を受けてはならない」(11項)として、貴族制度を否認している。

62 RIVERA RAMOS, Efrén, *American Colonialism in Puerto Rico: The Judicial and Social Legacy*, Markus Wiener Publishers, Princeton, 2007, p. 56.

63 1916年のフィリピンのジョーンズ法における「権利章典」の内容とはほぼ同じである。

信教の自由・政教分離原則については、「国教を定めるいかなる法律も、宗教の自由な活動を禁ずるいかなる法律も布告されず、差別されたり優遇されたりせず、いつでも信仰告白と宗教団体の自由な活動と享受が認められ、プエルトリコ政府の信任による任務または職務を遂行する条件として、合衆国憲法およびプエルトリコの法律を擁護する誓約以外の政治的もしくは宗教的要件を求められない」(18項)と定める。公金支出禁止については、1921年2月3日に次のように修正された。すなわち、「宗派、教会、宗団、施設もしくは宗派団体または宗教制度、あるいは、司祭、牧師、聖職者または宗教教育者もしくは宗教高官の利用、利益もしくは維持のために公金もしくは公共財産を、直接、間接を問わず、充当し、提供し、贈与し、用いられない。以後、重婚契約は、禁止される」(19条)。

表現の自由、集会の自由および請願権は、「言論出版を制限する法律も、平和的に集会し、濫用の改善を政府に請願する権利を制限する法律も制定されない」(17項)として同じ条文に規定されている。

合衆国憲法の「権利章典」に倣い、刑事手続き上の権利は、豊富である。人身の自由に関しては、詳細な規定を置いている。「プエルトリコにおいては、法の適正な手続きなしに、生命、自由または財産を剥奪するか、または、プエルトリコ島の者に法律の平等な保護を否定するいかなる法律も、施行されない」(2条1項)と、適正手続きを規定する。そして、弁護人依頼権・証人喚問権(2項)、二重処罰・自己負罪の禁止(3項)、保釈の権利(4項)、ヘイピアス・コーパス(7項)、事後法の禁止(8項)、残虐刑の禁止(12項)、不合理な搜索・押収の禁止(13条)、搜索・押収および逮捕の令状主義(14条)を規定している。さらに、奴隷制の禁止(15項)と意に反する苦役の禁止(16項)も規定されている。

刑事手続き上の権利の中で、事後法の禁止(8項)については、ジョーンズ法の英語版とスペイン語版でやや表現が異なる点は、興味深い<sup>64</sup>。英文では

64 英語とスペイン語どちらが公用語であるかの規定はない。しかし、上院議員の資格要件として、満30歳に達しており、下院議員の資格要件としては、満25歳に達しており、いずれも「スペイン語と英語の2カ国語のいずれかの読み書きができる者」(27節および28節)と定めている。一方、プエルトリコに関して開かれる合衆国の地方裁判所においては、英語での陳述が求められている(42節)。



『事後法』または私権剥奪法は、制定してはならない<sup>65</sup>と規定されているのに対して、スペイン語版の文言は、『事後法』も、裁判を経ずに有罪とする法案も可決されてはならない<sup>66</sup>となっている。その理由としては、「私権剥奪法 (bill of attainder)」という概念がスペイン法になかったことが考えられる。

経済的自由については、正当補償 (9 項) および契約の自由 (5 項) が保障されているが、アルコール飲料と薬品には、「この法律の一年後から、いかなる酩酊飲料または薬品を輸入し、譲り、または販売または贈与目的で陳列することは、違法とされる。立法議会は、医療、秘蹟、産業および学術上の利用に限って、この種類および薬品の輸入、製造および販売を許可し、規制できると定める。……」(20項)と規定し、一定の制約を認めている。

社会権規定は、見当たらないが、労働に関する規定は存在する。すなわち、8時間労働について、「プエルトリコ島政府に、または政府の名において労働者および技術者が公職に雇用される場合には、全て1日の労働時間は、8時間とされるが、緊急時においては、この限りではない」(24項)とし、労働環境と児童労働の禁止に関しては、「健康、道徳または何らかのかたちで生命または身体に害のあるいずれの職業も、14歳未満の者の雇用も、禁止される」(25項)と定めている。

その他、租税法の一律適用 (22項)、租税収入の原則 (23項) 等に関する規定がある。さらに、権利一般に関する規定として、「合衆国市民の権利、特権および免除は、プエルトリコが合衆国の州であった場合と同じ程度にまで、ただし、合衆国憲法第4条第2節第1項<sup>67</sup>の規定に服しつつ、プエルトリコにおいても尊重されなければならない」(26項)と規定されている。したがって、プエルトリコ市民は、「権利章典」に関しては、州の市民としての「合衆国市民の権利、特権および免除」を享受することができる。

プエルトリコの最後のアメリカ人総督は、フランクリン・ローズヴェルトが

65 原文は、次のとおりである。That no ex post law or bill of attainder shall be enacted.

66 原文は、次のとおりである。No se aprobará ninguna ley ex post facto ni ningún proyecto de ley para condenar sin formación de juicio.

67 この条文は、「一集の市民は、他のいずれの州においても、その市民のもつすべての特権および免責を等しく享受する権利を有する」と規定する。

任命したタグウェル (Rexford G. Tugwell) であった。タグウェルは、1941年9月19日職に就いたが、前任者の総督と違って、ジョーンズ法は時代に対応していないと考え、その植民地的な側面を根本的に改革すべきであると考えた<sup>68</sup>。当時、ローズヴェルト大統領とチャーチル首相が1941年の大西洋憲章で、「彼らは、すべての国民が暮らすこととなる統治の形態を選ぶ権利を尊重し、強制的に奪われている人たちに主権的な自治権が回復されるのを見たいと願っている」と宣言していたため、プエルトリコ人もこの原則が適用されるべきだと考える者がいたからである。1943年3月9日、ローズヴェルト大統領は、連邦議会にジョーンズ法改正について大統領に助言する委員会の設置を勧告した。委員会は、アメリカ人とプエルトリコ人の双方から委員が選ばれた。委員会は、①プエルトリコ人民または適切に選ばれた代表者の同意がない限り、ジョーンズ法は、改正されないこと、②総督も、民選によることなどを勧告した<sup>69</sup>。

#### 4 プエルトリコの法的地位と憲法制定問題

プエルトリコの地位に関して、結局、1945年のタイディング＝ピニェロ法案 (the Tyding-Piñero) が提出されたが、その内容は、①プエルトリコ人民の自身に憲法を採択する権利を認めることによって、自治を促進すること、②合衆国とプエルトリコとの関係は、相互の同意に基礎付けられること、それゆえ、③両者の関係に根本的な変革をもたらすこと、である<sup>70</sup>。しかし、この法案は、可決されなかった。ただし、総督選挙法は可決され、総督選挙では、人民民主党 (Partido Popular Democrático) を率いる上院議員議長であったムーニョス・マリン (Muñoz Marín) が、61%の得票で当選し、初代のプエルトリコ人総督となった<sup>71</sup>。人民民主党は、プエルトリコの独立ではなく、自治の拡大を目指していたから、ムーニョス・マリンの勝利は、基本的に現状の維持を意味した。

1951年、合衆国連邦議会は、プエルトリコ人民が国民投票によって新たな地位を獲得することを認める「公法600号」を可決した。1951年6月4日、国民

68 TRÍAS MONGE, *Puerto Rico, cit.*, pp. 101-2.

69 *Ibid.*, p. 104.

70 *Ibid.*, p. 109.

71 *Ibid.*, p. 110.

投票が実施され、8月27日には、憲法制定会議の選挙が行われた（ただし、独立を主張する独立派は、選挙をボイコットした）。公法600号は、合衆国とプエルトリコとの関係を改善しようとする法律であるが、その文言の一部は、1787年の北西条例から採ってきていると指摘されている<sup>72</sup>。前文は、次のように宣言している<sup>73</sup>。「連邦議会に集まった合衆国上院および下院の両院は、次のように制定する。この法律は、同意に基づく統治原理を完全に承認して、プエルトリコ人民が自らの採択にかかる憲法を求める政府を組織できるよう、協定の性格をもつものとしてここに採択される」と。

しかし、この「協定の性格」について論争が持ち上がった。双方を拘束する「相互協定」であれば、プエルトリコは、合衆国に「未編入連邦領（an incorporated territory）」ではなくなると解されるからである<sup>74</sup>。

公法600号は、憲法制定会議の選挙が行われるべきことを定める<sup>75</sup>。しかし、「協定理論」によれば、プエルトリコ憲法の採択そのものがプエルトリコ人民の主権行為である<sup>76</sup>。しかしながら、プエルトリコ新憲法を最終的に承認する権限は、合衆国連邦議会にある。すなわち、「プエルトリコ人民が憲法を採択したならば、合衆国大統領は、この憲法がこの法律と合衆国憲法の適用規定と合致することを確認して、それを連邦議会に送付する権限を与えられる」（3節）。そして、「連邦議会が賛成したならば、憲法は、その条件に従って施行さ

72 TRÍAS MONGE, José. *Cómo fue: Memorias*, La Editorial Universidad de Puerto Rico, 2005, p. 146.

73 *Documents on the Constitutional History of Puerto Rico*, 2<sup>nd</sup> ed., Office of the Commonwealth of Puerto Rico, Washington, 1964, p. 153.

74 BURNETT, Christina Duffy & MARSHALL, Burke, "Between the Foreign and the Domestic: The Doctrine of Territorial Incorporation, Invented and Reinvented," *Foreign in a Domestic Sense: Puerto Rico, American Expansion, and the Constitution*, Duke University Press, Durham, 2001, p. 18.

75 2節「この法律は、プエルトリコの法律に従って実施される全島規模の国民投票によって、賛成または否決するためにプエルトリコの有権者の判断に付されなければならない。この法律が国民投票に参加した選挙人の過半数の賛成を得たならば、プエルトリコ立法府は、プエルトリコ島の憲法の草案を策定する憲法制定会議を召集する権限を与えられる。この憲法は、共和政を採り、権利章典を含まなければならない」。

76 *Ibid.*, p. 19.

れるものとする」。公法600号は、採択され、1950年7月3日、トルーマン大統領が署名した。

憲法制定会議は、1951年8月27日に選出された。プエルトリコの憲法案の「権利章典」については、権利章典委員会 (la Comisión de Carta de Derechos) が準備したが、これは、プエルトリコ人民民主党の綱領の影響も受けている。この綱領は、四つの原則を掲げていた。すなわち、①組織法に記されたいずれの権利ももれなく記載すること、②組織法または合衆国憲法の文言をできるだけ用いて、判例による解釈も盛り込まれるようにすること (ただし、プエルトリコ最高裁判所は、合衆国連邦裁判所が定めた範囲を超えて権利を拡大する権能が承認されていることから、こうした解釈を敷衍することを妨げない)、③組織法に定められた以上に権利を認めること、④世界人権宣言および米州権利宣言に定められた新しい経済的・社会的権利を採用すること、である<sup>77</sup>。

新憲法によるプエルトリコの正式名称は、「プエルトリコ自由同盟国 (Estado Libre Asociado de Puerto Rico)」とされたが、英語では「プエルトリコ共和国 (the Commonwealth of Puerto Rico)」とされ、英訳はやや不正確であるとも指摘されている<sup>78</sup>。

こうして、1952年2月6日、新憲法は、憲法制定会議によって承認された。この憲法は、主権については問題をはらんでいるが、当時の他の憲法や特に合衆国の州憲法に比べてもより進んだ文書であって、プエルトリコ人民に恩恵をもたらした。憲法制定会議議員92名のうち89名が賛成し、同年3月3日に行われた国民投票では、賛成票は80%に達した<sup>79</sup>。

トルーマン大統領は、合衆国連邦議会に憲法草案を送付し、議会委員会は、合衆国とプエルトリコとの関係は基本的に変化がないと説明し、連邦議会の賛成を求めた。しかし、両者の関係に変更がないことは、プエルトリコの運命がいぜんとして合衆国連邦議会に握られていることを意味する。ムーニョス・マリンは、上院の公聴会で、次のように論じた。

植民地主義から生ずるプエルトリコ人の誇りが傷つけられている感情について、「プエルトリコ人民は見下されているという感覚—特に、劣っていないと

77 TRÍAS MONGE, *Cómo fue*, cit., pp. 152-3.

78 TRÍAS MONGE, *Puerto Rico*, cit., p. 114.

79 TRÍAS MONGE, *Cómo fue*, cit., p. 179.

完全に思っている場合には一人間の心の癒えない痛みである—皆さんの許可なしに活動する権利を有しているのに、許可なしには何もできないのだという感情では、建設的なエネルギーを自由に発揮できない」と<sup>80</sup>。

結局、プエルトリコ憲法は、合衆国連邦議会で若干の修正の後承認され、1952年7月3日、トルーマン大統領が新憲法承認の議決に署名した。

## 5 新憲法の制定とその特質

「自由連盟国家」は、次の三つの原則に基づいている。すなわち、①最大限の国内自治の獲得（これは、プエルトリコ人民がその憲法を採択したことに象徴されている）、②プエルトリコと合衆国との関係を相互の同意に置いたこと（協約に具体化されている）、③プエルトリコの外交関係の改善（これは、現行の根本的な組織法の改正に基づく）である。この中央政府とこれと関係する団体との間の協定という概念は、歴史的にはよく知られたもので、1787年の北西条例にまでさかのぼる<sup>81</sup>。

プエルトリコ憲法前文は、「われらプエルトリコ人民は、完全な民主主義基盤に基づいて政治組織を設け、広く福利を促進し、われらとわれらの子孫のために人権の完全な享受を保障するために、万能なる神を信頼し、自由同盟国家（el estado libre asociado）のためのこの憲法典を發布し、設け、われらは、自然権を行使して、アメリカ合衆国との連盟の中で、この憲法を創設する」と謳い、次のような原則を宣言している。

- ① 「民主主義制度は、プエルトリコの共同体生活にとって基本であること」。
- ② 「民主主義制度とは、人民の意思が公権力の源泉であって、政治秩序が人権の下に位置し、市民が集団的決定に自由に参加することが保障されている制度である」。
- ③ 「アメリカ合衆国の市民であること、権利と特権を個人的としても集団としても享受し、民主主義の共有財産を引き続き豊かにせんとする願い、また、連邦憲法の諸規定への忠誠、北アメリカの二つの偉大な文化のプエルトリコでの共存、教育の熱意、正義への信頼、努力し勤勉で平和な生活

80 TRÍAS MONGE, *Puerto Rico*, cit., p. 116.

81 TRÍAS MONGE, *Cómo fue*, cit., p. 143.

の励行、社会身分、人種的相違および経済的利害を超えた人間の価値の尊重ならびにこうした原則に基づくよりよき世界の願いが、われらの生活の決定要因と考える」。

このように、1952年憲法は、プエルトリコ人民の主権という語を避けながらも、その意思を可能な限り尊重しようとする文言が用いられている。しかしながら、憲法は、「プエルトリコ自由連盟国家を建てる。その政治権力 (Su poder político) は、人民の由来し、それは、プエルトリコ人民とアメリカ合衆国との間で合意された協定の文言の範囲内で、プエルトリコ人民の意思に従って行使される」(1条1節)と規定し、政治権力が協定との文言に拘束されることを認めている。

1952年憲法の議会は、ジョーンズ法の議会と同じ名称であって、民選による二院制である<sup>82</sup>。執行権を有する総督も、直接選挙によってばれ、この点では、ジョーンズ法の総督を合衆国大統領による任命制とする規定を改めている<sup>83</sup>。

1952年憲法の「権利章典」の文言は、可能な限り、ジョーンズ法の「権利章典」の言葉遣いの修正や変更を避けている。それらの原理原則は、これらに命を吹き込んだ偉大な政治家や法律家によって解釈され、明確にされてきたのであるから、その歴史的意義性質、射程および限界を表す文言で表現すべきあると考えられたからである<sup>84</sup>。しかし、新たに考慮すべき原則がないわけではない。そのようなものとしては、1941年1月6日のフランクリン・ローズヴェルトの「四つの自由」が挙げられるという<sup>85</sup>。

## 6 1952年憲法と「権利章典」

1952年憲法<sup>86</sup>の「権利章典」の特徴は、1917年のジョーンズ法の「権利章典」

82 3条1節「立法権は、これを立法議会 (una Asamblea Legislativa) が行使し、立法議会は、上院と下院の二院によって構成され、各院の議員は、それぞれの総選挙で直接投票により選出されるものとする」。

83 執行権は、これを総督 (un Gobernador) が行使し、総督は、それぞれの総選挙で直接投票により選出されるものとする」。

84 Escuela de Administración Pública de la Facultad de Ciencias Sociales, *La nueva constitución de Puerto Rico*, Ediciones de la Universidad de Puerto Rico, 1954, p. 125.

85 *Ibid.*

を基本的に引き継ぎながら、それをより詳細に規定していることである。ヘイビアス・コーパス令状については、ジョーンズ法の規定（2節7項）に加えて、「軍の機関は、常に文民機関に服する」（1952年憲法2条13節）と規定し、軍がヘイビアス・コーパスを無視しないように念を押している。平等原則については、貴族制の廃止（14節）に加えて、「人間の尊厳は、不可侵である。何人も法の前に平等である。人種、肌の色、性別、出生、門地または社会的身分であっても政治思想であっても、それらを理由とする差別を設けることはできず、公教育制度のような法律は、これらの基本的な人間の平等原理を具体化する」（1節）と述べ、平等原則を宣言している。また、普通選挙制度も保障している（2節）。

政教分離原則についても、「国教の設立に関するいかなる法律も可決されず、宗教の自由な実行も禁止されない。教会と国家は、完全に分離される」（3節）と明言している。しかしながら、一方では、ジョーンズ法2節19項の公金支出禁止原則は、宗教ではなく教育に関して定められた。すなわち、「何人も、人格の完全な発展ならびに人の権利および基本的自由の尊重の強化に向けた教育の権利を有する。公教育制度を設け、これは、自由で完全に無宗派によるものとする。教育は、初等学校および中等学校においては、無償とし、国家の施設から許される限り、初等学校を義務教育とする。国に属さない学校または教育施設の維持のために公有財産も資金も用いられない。この規定に定められた事項があるからといって、国が児童の保護または福利のために法律で定めた教育以外の役務を提供することを妨げられない」（5節）と規定し、教育の非宗教性を定めるにすぎない。

表現の自由については、ジョーンズ法の言論出版・集会・請願の権利は、ほぼそのまま（4節）に受け継がれ、さらに集会・結社の権利（6節）も定められている。また、公用取用の規定においても、「出版に用いられる印刷機」の没収を禁じている（9節）。

人身の自由については、ジョーンズ法の諸権利を引き継ぎ、適正手続きの保障と死刑の廃止（7節）、不合理な搜索、押収の禁止・通信の秘密および搜索・押収の令状主義（10節）、迅速な公開裁判の保障、証人喚問権、弁護人依頼権、

無罪の推定および陪審裁判(11節)、奴隷制の禁止と事後法の禁止(12節)が定められている。

経済的自由については、正当補償(9節)と職業選択の自由(16節)が規定されているが、後者は、8時間労働の規定の中に置かれている。

労働条件については、8時間労働(16節)と労働環境の維持と児童労働の禁止について、「健康、道徳または何らかのかたちで生命または身体に害のあるいずれの職業も、14歳未満の者の雇用は認められない」(15節)だけでなく、「16再未満の者を投獄し、囚人とすることはできない」とも定めている。労働者の団結権、団体交渉権および争議権についても、「民間の企業、会社および経営ならびに民間企業もしくは会社として運営される政府機関または施設の労働者は、団結し、生活を向上させるために自由選挙による自らの代表者を通して、使用者と団体交渉する権利を有する」(17節)と定め、「団結し、団体交渉をする権利を保障するために、民間の企業、会社および経営ならびに民間企業もしくは会社として運営される政府機関または施設の労働者は、その使用者との直接の関係において、同盟罷業、ピケットその他の合法的な団体活動を実行する権利を有する」(18節)と規定する。

さらに、「権利章典」の権利・自由は、限定列举ではない旨を明記し、「前述の権利の列記をもって、限定的に理解されず、特に言及されていないが、民主主義に属する他の権利を排除するものとは考えられない。また、人民の生命、健康および福利を護る法律を制定する立法議会の権能も、限定的に解されない」(19節)と述べている。

しかしながら、20世紀半ばに制定された憲法にもかかわらず、生存権の規定が見当たらない。というのは、草案の20節<sup>87)</sup>は、世界人権宣言にならった規定であり、初等・中等教育の無償、労働権、十分な生活水準を享受する権利、女性の権利、児童の権利などを保障していたが、合衆国連邦議会ではこれは削除されたからである<sup>88)</sup>。この点で、ローズヴェルトが1944年1月11日に連邦議会に向けた演説で展開したいわゆるローズヴェルト大統領の「もう一つの権利章典(a second Bill of Rights)」<sup>89)</sup>の運命を考え合わせると興味深い。この演説は、ローズヴェルトの生涯の中でも最も急進的な演説であったが、1944年にはこれに真剣に耳を傾けるような雰囲気ではなく、「合衆国連邦議会の半分ほどしか議員のいない両院の議事堂に鈍く響いた」だけだったからである<sup>90)</sup>。



この演説で、ローズヴェルト大統領は、合衆国憲法の「権利章典」の権利・自由に触れて、「この共和国は、一定の譲り渡すことのできない政治的権利の保護の下で始まり、今日のような強国に成長した。これらの一定の権利の中には、自由な言論、自由な出版、自由な信仰という権利、陪審裁判、不合理な搜索・押収からの自由が含まれる。これらの権利が、われわれの生命と自由の権利なのである」と論ずる。その上で、合衆国市民に伝統的な権利を保障するだけでは十分ではないとして、次のように述べている。「本当の自由は、経済的安全と独立がなければ存在しない。『貧しい者は、自由な人間ではない』。飢えて職のない人々は、独裁が生れる素材なのである」と。さらに、もう一つの権利章典に言及し、その内容を次のように列記する。

- ① 国の工場、作業場、農場または鉱山において有益で十分な報酬を伴う雇用の権利
- ② 十分な食料、被服および休暇を得る権利
- ③ 耕作者とその家族が尊厳ある生活ができる収入を伴う農作物を収穫し販

---

87 その文言は、次のとおりである。

「自由連盟国家は、さらに以下の人権が存することを承認する。  
すなわち、初等および中等教育を無償で受けられる万人の権利、雇用を得る万人の権利、自身と家族に健康、繁栄および特に栄養、衣服、住居、医療扶助ならびに必要な社会的役務が保障されるのに十分な生活水準を享受する万人の権利、失業、疾病、老齢または障害において社会的に保護される万人の権利、特別な配慮と扶助を受けられる妊娠または授乳における全ての女性の権利および全ての児童の権利である。この条文に規定された権利は、自由連盟国家の経済の漸進的な発展と不可分に結びついており、完全に実施するには、十分な財源と農業・産業の発展を必要とするが、この発展は、プエルトリコ共同体がいまだ到達していないものである。市民の完全な自由を推し進めるという義務においては、プエルトリコ人民と政府は、その生産体制が許す限りの成長を推進し、経済の成果を最大限公平に分配することを確保し、個人の自発性と集団的な協同との間の深い理解を得るよう努力する。執行権と司法権は、この義務を銘記し、この義務を履行すべき法律を最大限好意的に考慮するものとする。」

88 TRIÁS MONGE, *Puerto Rico*, cit., p. 117.

89 HUNT, John Gabriel (ed.), *The Essential Franklin Delano Roosevelt*, Gramercy, New York, 1995, pp. 290-5.

90 KENNEDY, David M., *Freedom from Fear: The American People in Depression and War, 1929-1945*, Oxford University Press, 1999, p. 784.

売するすべての耕作者の権利

- ④ 不公正な競争と国内外の独占の支配から自由な環境で通商する規模の大小を問わない商人の権利
- ⑤ すべての家族の尊厳ある住居の権利
- ⑥ 健康を維持し、健康を享受する十分な医療扶助と機会の権利
- ⑦ 老齢、疾病、事故および失業の恐怖から十分保護される権利
- ⑧ 十分な教育の権利、である。

そして、「これらすべての権利は、安全を意味する」と説明して、これらの権利を保障することが国の安全につながり、世界の恒久的平和を確保できるようになると説示し、「将来の最高の目的は、…一語に要約できる。それは、安全である」と論じている。それゆえに、「平和にとって等しく根本的で基本的なものは、すべての諸国民における個々の男女や子供たちすべてにとっての尊厳ある生活水準である。恐怖からの自由は、欠乏からの自由と永久に結びついている」と結論づけている<sup>91</sup>。「もう一つの権利章典」は、1952年のプエルトリコ憲法の削除された2条20節の精神と通ずるものがあることは明かである。

さらに、連邦議会で論争の的となったのは、憲法改正規定であった。上院では、プエルトリコ憲法の改正には連邦議会の承認を要するという案が支持されていたが、プエルトリコの憲法制定議会議員は、これに猛反発し、その再考を迫った。結局、妥協案が模索され、憲法改正規定<sup>92</sup>に、憲法制定会議が賛成し、1952年11月4日の国民投票で承認された次のような文言が追記された<sup>93</sup>。「この憲法の修正または改正のいずれも、この憲法を承認する合衆国連邦議会に定める決議、合衆国憲法の適用可能な条項、プエルトリコ連邦関係法および公法600号と合致しなければならない」と。

このようにして、1952年憲法によって、プエルトリコは、自治権を獲得した。しかし、プエルトリコ最高裁判所のホセ・トゥリアス・モンヘ (José Trias

---

91 しかしながら、ハル長官とローズヴェルト大統領が秘密条約あるいは政治的・財政的な約束をしているのではないかと疑っている人たちに対して、ローズヴェルトは、その懸念には及ばないとして、次のように説いている。「チャーチル氏、スターリン元帥、蔣介石総統は、すべてわれわれの憲法に精通しているといいたい。ハル氏もそうだし、私もそうなのである」と。HUNT, John Gabriel (ed.), *The Essential Franklin Delano Roosevelt*, Gramercy, New York, 1995, p. 291.

Monge) 長官は、プエルトリコは依然として植民地であるとして12の理由を挙げている<sup>94</sup>。すなわち、

- ① 合衆国法は、プエルトリコ人民にその同意を得ることなく適用される。
- ② 合衆国法は、国の憲法規定を覆すことができる。
- ③ 合衆国大統領と執行府に任命された者は、条約を交渉し、プエルトリコに諮ることなくプエルトリコに影響を与える。
- ④ 連邦議会が異なる裁判権を一方的に付与することによって、合衆国裁判所は、厳密には地方の法律問題にすぎない事件を解決している。
- ⑤ プエルトリコに居住する合衆国市民と合衆国に住む市民との間では、権利の平等と対称性がない。
- ⑥ 連邦議会は、合衆国憲法の領土規定によってプエルトリコに対する完全な権限を一方的に行使できると考えた。
- ⑦ 合衆国政府は、プエルトリコに対する主権は合衆国にのみ存し、プエル

---

92 憲法7条(憲法改正)の規定は、次のとおりである。

1節「立法議会は、各院を構成する総議員の3分の2以上が賛成する共同決議によって、この憲法の修正を提案することができる。すべての修正案は、特別の国民投票で有権者の判断に付されるが、共同決議が各院を構成する総議員の4分の3以上の賛成を得るならば、国民投票を次の総選挙と同じ時に開催するように決めることができる。各修正は、それぞれ別々に投票しなければならない。3件以上の修正提案を同じ国民投票に付してはならない。いずれの修正提案も、効力を生ずる要件を明記し、修正案の投票者の過半数の承認を得たならば、この憲法の一部となるものとする。承認されたならば、修正案は、国民投票の少なくとも3箇月前に公表されなければならない。」

2節「立法議会は、各院を構成する総議員の3分の2以上が賛成する共同決議によって、総選挙と同じ時期に開催される総選挙で、この憲法を改正するために憲法制定会議を招集するべきか否かという問題を有権者の判断に付することができる。この問題について投票する選挙人の過半数が改正に賛成であるならば、法律の定める方法で選出される憲法制定会議が改正しなければならない。この憲法の改正は、いずれも投票の過半数によって承認または否認するために特別の国民投票で有権者の判断に付されなければならない。」

3節「この憲法の修正は、憲法自身の定める共和政体を変更できず、または、その権利章典を廃止することもできない。」

93 *Documents on the Constitutional History of Puerto Rico, cit.*, p. 189.

94 NEWMAN, Gerald, "Constitutionalism and Individual Rights in the Territories," BURNETT & MARSHALL (ed.), *Foreign in a Democratic Sense, cit.*, pp. 196-7.

トリコ人民には存在しないと主張した。

- ⑧ 連邦議会および執行府は、プエルトリコとの協約によって連邦権限が制限され、あるいは制限できることを否定する。
- ⑨ 1952年の協約に拘束力があるとしても、そこに表明された将来の連邦規定に対する同意は広汎すぎて、依然として植民地の地位になっている。
- ⑩ プエルトリコは、合衆国の決定の参加者として直接的であれ間接的であれ、国際社会に何らの役割ももたない。
- ⑪ 現在のような国の立場は、国際連合が設けた非植民地化の基準を満たさない。
- ⑫ ある人民がかくも広範でほぼ無制約の権限を他の人民の統治に対して行使する非植民地関係は、現在の世界では知られていない。

このように、「権利章典」の保障は、合衆国市民のものとはことならないと定めているが、「自由国家連盟」憲法は、最終的な決定権を合衆国に留保されている。

### 第3章 フィリピン

#### 1 マロロス憲法

フィリピンの独立運動から生まれた最も有名な憲法がマロロス憲法である。マロロス憲法に最も大きな影響を与えたのは、1869年のスペイン憲法であることは間違いない。しかしながら、スペインの憲法は、立憲君主制を採るに対して(33条)、マロロス憲法は、共和制であって(1条)、大統領制を採っているから(56条)、この点で両憲法は大きく異なる。したがって、マロロス憲法は、スペインの1869年憲法から着想を得ているのは確かであるが、草案を準備していたフェリペ・カルデロン(Felipe Calderón)は、フランス、ベルギー、ブラジル、ニカラグア、コスタリカおよびグアテマラの憲法も子細に検討していたといわれている<sup>95</sup>。

マロロス憲法前文は、「われらフィリピン人民の代表者は、正義を打ち立て、共同防衛を整え、一般利益を増進し、自由の恵沢を確保するために適法に召集されたのであるが、これらの目的を達成するために世界の主権者で立法者の助力を願い、以下の憲法を可決し、布告し、承認するものである」と謳っている。その文言は、合衆国憲法前文の「人民の代表 (representantes del pueblo)」

という語句にその影響が見られると指摘されている<sup>96</sup>。しかしながら、「世界の主権者で立法者 (Soberano Legislador)」という語句は、1812年のスペインのいわゆるカディス憲法 (スペインの貿易港カディスで制定されたのでこの名がある) 前文にさかのぼり<sup>97</sup>、19世紀のラテン・アメリカ諸国の憲法にはよく見られる表現である<sup>98</sup>。

立法権は、一院制の国民代表者議会が行使し、議会は、そのために制定される法律の形式と条件で組織される<sup>99</sup>。執行権は、大統領に存し<sup>100</sup>、大統領は、議会が選出する<sup>101</sup>。

マロロス憲法は、宗教に関して人権を掲げる第4編ではなく、第3篇を充て、「国は、協会と国家との分離 (la separación de la Iglesia y del Estado) だけでなく、すべての宗教の自由と平等を認める」(5条)と規定する。これは、フィリピン独立運動における知識人とカトリック教会との関係に起因する。す

95 CELDRAN RUANO, Julia, “Fuentes españolas de la primera constitución filipina,” *Revista de Estudios Políticos (nueva Época)*, Núm. 72. Abril–Junio 1991, p. 206. マロロス憲法とスペインの1869年憲法それぞれの条文については、この論文に付されている両憲法典を参照した。具体的には、フランスの1875年憲法、ベルギーの1831年憲法、1881年のブラジル合衆国憲法、1871年のコスタリカ憲法、1879年のグアテマラ共和国憲法、1857年のメキシコ合衆国憲法、1860年のアルゼンチン共和国憲法、1870年のパラグアイ共和国憲法、1787年のアメリカ合衆国憲法に影響を受けているのではないかと推測されている。

96 *Ibid.*, p. 208.

97 拙訳「〔仮訳〕カディス憲法」『駿河台法学』(第5巻第1号), 91頁。

98 VEGA B, Wenceslao, *La Consitución de Cádiz y Santo Dmingo*, Fundación García Arévalo, Santo Domingo, 2008, p. 126.

99 33条1項「立法権は、これを国民代表者議会 (una Asamblea de Representantes de la Nación) が行使する」および同条2項「この議会は、そのために制定される法律の形式と条件で組織されものとする」。この条文は、フランスの1875年2月25日憲法の規定と同じである。ただし、フランス憲法では、議会は二院制であり、普通選挙制度を採っている。CELDAN RUANO, *op. cit.*, p. 219.

100 56条「執行権は、共和国大統領 (el presidente de la República) に存し、大統領は、國務長官によってこれを行使する」。

101 58条1項「共和国大統領は、議会および特別に集会する憲法制定会議の絶対多数によって選出されるものとする」および同条2項「大統領の任期は、4年とし、再選を可能である」。この規定も、フランスの1875年2月25日憲法の規定と同じである。ただし、フランスでは二院制であって、任期が7年である点はことなる。

なわち、アギナルド指導下の革命政府は、イルストラード (ilustrados) と呼ばれる知識人たちの願望と土着的なカトリックに基づくフィリピン人司祭を革命政府に取り込む必要性ととの矛盾に対処しなければならなかったからである。知識人は、自由主義思想に基づいて政府と教会に一線を画そうとする傾向が強かったが、革命政府は、フィリピン人司祭の協力を必要としていたので、フィリピン人司祭をスペイン人司祭の統治から革命政府の統制下に置く必要があったのである<sup>102</sup>。

マロロス憲法の審議過程の4分の1が宗教問題についやされたといわれている。最初のカルデロンの案では、カトリックを国教と定めていた。これに対して、イルストラード (ilustrados) と呼ばれる知識人たちは、政教分離を主張した。しかし、カルデロンも、①フィリピン人の大多数はカトリック教徒であるから、教会と国家を分離すれば、国民の良心が国家に侵害される、②目下の緊急課題である国民統合のためには、教会の象徴的機能が不可欠である、③国家と宗教の分離は、フィリピン人司祭を革命から離反させる、と反論した。結局、政教分離原則を定める修正案が一票差で可決されるにいたったが、アギナルドは、この条文に難色を示し、マロロス憲法のこの条文には、憲法の付則100条によって将来の憲法制定会議の召集まで停止された<sup>103</sup>。

マロロス憲法4編は、「フィリピン人およびその国民と個人の権利」において、国民の権利を7条から32条まで詳細に規定している。これらの権利の規定は、スペインの1869憲法の影響を強く受けている。

マロロス憲法には、英米法起源のヘイビアス・コーパス令状の規定はない。平等原則については、貴族制度の禁止を掲げる(32条)。表現の自由、結社の自由および請願権(20条)は、同じ条文に規定されている(20条)<sup>104</sup>。経済的

102 池端雪浦『フィリピン革命とカトリシズム』(頸草書房, 1987年) 204頁。

103 同前, 205~6頁。マロロス憲法100条は、次のように規定する。「第3編第5条の執行は、憲法制定会議の集会まで、停止される」(同条1項)。

104 20条「いずれのフィリピン人も、次の権利を奪われることはない。

- 1 印刷その他類似の方法を用いて、口頭であるか文書であるかを問わず、その思想・意見を自由に表明する権利
- 2 公共道徳に反しない人間生活のあらゆる目的のための結社の権利
- 3 公権力および当局に個人的または集団的に請願を提出する権利  
請願権は、いかなる種類の武力を用いて行使することはできない」。

自由については、居住移転の自由（11条）、財産権（16条）、正当補償（17条）、外国人の職業選択の自由（24条）などが規定され、租税法律主義も経済的自由の文脈で規定されていると考えることができる（18条）。

人身の自由については、詳細な規定を置いている。逮捕・投獄の法定手続（7条）<sup>105</sup>、逮捕の時間的制約（8条）<sup>106</sup>、拘禁令状とその手続（9条）<sup>107</sup>、住

105 7条「いずれのフィリピン人も、また外国人も、犯罪を理由として、法律によらなければ、逮捕され、投獄されない」。

106 8条「すべて逮捕された者は、逮捕行為の後24時間以内に自由の身とされるか、司法機関に引き渡される。逮捕は、すべて逮捕された者が権限ある裁判権に引き渡されて72時間以内に、効力を失うか、または投獄される。言い渡される決定は、同じ時間内に関係者に告知される」。この規定は、スペインの1869年憲法3条と同じであり、また、1901年のキューバ憲法16条および17条ともほぼ同じである。すなわち、17条は、「すべて逮捕された者は、逮捕行為の後24時間以内に自由の身とされるか、権限ある裁判所または裁判官に引き渡される」と定め、18条は、「逮捕は、すべて逮捕された者が権限ある裁判官または裁判所に引き渡されて72時間以内に、効力を失うか、または投獄される。言い渡される決定は、同じ時間内に関係者に告知される」と定める。以下に、マロロス憲法とキューバ憲法の原文を掲げる。

[スペイン憲法3条] Todo detenido será puesto en libertad o entregado a la autoridad judicial dentro de las veinticuatro horas siguientes al acto de la detención.

Toda detención se dejará sin efecto o se elevará a prisión dentro de las setenta y dos horas de haber sido entregado el detenido al Juez competente.

La providencia que se dictare se notificará al interesado dentro del mismo plazo.

[マロロス憲法8条] Todo detenido será puesto en libertad o entregado a la autoridad judicial dentro de las veinticuatro horas siguientes al acto de la detención.

Toda detención se dejará sin efecto o se elevará a prisión dentro de las setenta y dos horas de haber sido entregado el detenido al Juez competente.

La providencia que se dictare se notificará al interesado dentro del mismo plazo.

[キューバ憲法16条] Todo detenido será puesto en libertad o entregado al Juez o Tribunal competente dentro de las veinticuatro horas siguientes al acto de la detención.

Artículo 17. Toda detención se dejará sin efecto o se elevará a prisión dentro de las setenta y dos horas de haber sido entregado el detenido al Juez o Tribunal competente.

Dentro del mismo plazo se notificará al interesado la providencia que se dictare.

107 9条「いずれのフィリピン人も権限ある裁判官の令状によらなければ、拘禁できない。／令状を発する決定は、被疑者の言い分を聞いて、拘禁行為の後72時間以内に承認されるか、返却される」。この規定も、スペインの1869年憲法4条と同じであり（「フィリピン人」ではなく「スペイン人」という語が用いられている点のみがことなる）、また、1901年のキューバ憲法18条ともほぼ同じである。

18条「何人も権限ある裁判官の令状によらなければ、拘禁できない。／令状を発する決定は、被疑者の言い分を聞いて、拘禁行為の後72時間以内に承認されるか、返却される」。以下に、マロロス憲法とキューバ憲法の原文を掲げる。

[スペイン憲法4条] Ningún español podrá ser preso sino en virtud de mandamiento de Juez competente.

El auto por el cual se haya dictado el mandamiento se ratificará o repondrá oído el presunto reo, dentro de las setenta y dos horas siguientes al acto de la prisión.

[マロロス憲法9条] Ningún filipino podrá ser preso sino en virtud de mandamiento de Juez competente. El auto por el cual se haya dictado el mandamiento se ratificará o repondrá oído el presunto reo, dentro de las setenta y dos horas siguientes al acto de la prisión.

[キューバ憲法18条] Nadie podrá ser preso sino en virtud de mandamiento de Juez o Tribunal competente. El auto por el cual se haya dictado el mandamiento se ratificará o repondrá oído el presunto reo, dentro de las setenta y dos horas siguientes al acto de la prisión.

108 14条「いずれのフィリピン人も、法律の規定するに手続によらなければ、犯罪以前の法律によって、審理する権限を有する裁判官または裁判所によって、裁判に付し、判決を言い渡すことができない」。この規定も、スペインの1869年憲法11条と同じであり、1901年のキューバ憲法18条ともほぼ同じである。

19条「何人も、犯罪以前の法律によって審理する権限を有する裁判官によって、法律の規定するに手続に従わなければ、裁判に付し、判決を言い渡すことができない」。

[マロロス憲法11条] Ningún filipino podrá ser procesado ni sentenciado, sino por el Juez, o tribunal a quien, en virtud de leyes anteriores al delito compete su conocimiento y en que éstas prescriban.

[マロロス憲法14条] Ningún filipino podrá ser procesado ni sentenciado la forma, sino por el Juez, o tribunal a quien, en virtud de leyes anteriores al delito compete su conocimiento y en la forma que éstas prescriban.

[キューバ憲法19条] Nadie podrá ser procesado ni sentenciado, sino por el Juez, o tribunal competente, en virtud de leyes anteriores al y en la forma que éstas establezcan.



居の不可侵・押収令状(10条), 通信の秘密(12条), 罪刑法定主義(14条)<sup>108</sup>, 違法な逮捕・拘禁の場合(15条および16条)などが規定される。

教育についても規定されている。すなわち, 「すべてのフィリピン人は, 設けられる規定に従って, 訓練または教育制度を設立し, 維持できる」とし, 「人民教育は, 国民学校において義務であり, 無償とされる」(23条)<sup>109</sup>。さらに, 「この編に定められている権利を列挙したことをもって, 明記されていない他の権利が禁じられていることとはならない」(28条)と規定し, これらの権利は, 例示列記であることを明記している。

義務については, 国防の義務について, 「すべてのフィリピン人は, 法律が命ずる場合武器を持って祖国を防衛し, また, その財産に応じて国家の支出に寄与する義務を負う」(27条)と定めており, 緊急事態における権利保障の一時的停止(30条), 特別裁判所の禁止(31条)も定める。

1898年12月10日, スペインとアメリカは, パリ条約に署名し, この条約によってフィリピン全土は, そのまま合衆国に割譲されることになった。独立を求めるフィリピン人に対して, これを否認する合衆国は, フィリピン軍に攻撃を開始した。フィリピン人と合衆国軍との戦闘は, 約3年間続いたが, アギナルドが捕虜となり, フィリピン人の戦意は急速低下していった。アメリカ側の一般民衆に対する融和政策もあって, フィリピン人は, 合衆国の支配を受け入れざるをえなかった<sup>110</sup>。しかしながら, マロロス憲法とその精神は, アメリカ軍との独立戦争の中で潰え, アメリカ占領軍も, これを一顧だにしなかった。マロロス憲法を認めることは, これを産んだフィリピンの独立運動を認めることにつながるからである。1899年の陸軍省の年次報告は, アギナルド政権を次のように描いている。「タガログの支配下では, つまり内実はアギナルドの将校たちが無慈悲に押しつけたアギナルドによる無責任・無制約の独裁の体制下

109 スペインの1869年憲法24条は, 「すべてのスペイン人は, 衛生と良俗による権限を有する機関の監視を除いて, 事前の許可なしに, 設けられる規定に従って, 訓練または教育制度を設立し, 維持できる」と規定する。義務教育の無償の規定は, 当時のアメリカとヨーロッパ両大陸の多くの憲法規定と同じであって, 特に, グアテマラとコスタリカの憲法に類似していると指摘されている。CELDREN RUANO, *op. cit.*, p. 216.

110 コンラド・ベニテス／東亜研究所訳『比律賓史—政治・経済・社会史的研究—下巻』(岩波書店, 1945年), 238~40頁。

においては、個人の行動に正邪の判断基準は存在せず、また、いかなる種類の個人の自由も存在しなかった。いわゆる反乱運動は、その始まりがどんなものであったにせよ、低レベルの軍事独裁に墮落し、そこでは財産も生命も最低限の安全さえなかった」と<sup>111</sup>。

本稿は、平成20年度科学研究費補助金（基盤研究(c)—研究課題「ラテン・アメリカにおける民主化と人権救済制度の研究」—課題番号20530025）による一成果である。

---

111 THOMPSON, *op. cit.*, p. 21.